

総基料第 216 号

平成 20 年 8 月 29 日

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 江部 努 殿

総務省総合通信基盤局長

桜井 俊

コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果を
踏まえ講ずべき措置について（要請）

総務省は、情報通信審議会答申（平成 19 年 3 月 30 日情審通第 34 号及び平成 19 年 10 月 26 日情審通第 113 号）に基づき、平成 19 年 4 月 26 日総基料第 100 号及び平成 19 年 10 月 29 日総基料第 217 号により、貴社に対してコロケーションルールの見直し等に関して貴社が講じた措置内容の報告を求めたところであるが、今般、その内容について検証を実施し、別添のとおり検証結果をとりまとめた。

ついては、当該検証結果を踏まえ、貴社においては、下記項目に関する協議状況（概ね 11 月末までの状況）又は検討結果等をそれぞれの期限までに、総務省に対して報告されたい。

なお、協議状況を報告するに当たっては、①協議の実施状況、②協議が合意に至った場合にはその合意内容、③協議が合意に至らなかった場合にはその理由等について報告すること。

記

1. コロケーションリソース等の保留を要する申込手続

1) 違約金対象外となる一括申込手続

コロケーションリソース等に係る申込手続に関し、接続事業者が要望する違約金対象外となる一括申込手続の扱いについて協議を行った場合には、08 年未までに当該協議状況を報告すること。

2) ラック共用の実施

接続事業者間でのラック共用の実施に関し、保守運用方法や費用負担方法等の課題を含め、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

3) 減設の「施工結果確認費用」の単金化等

既存設備の減設の施工結果確認費用の単金化について検討を行うとともに、当該検討の中で、システムデータベース作業の図面等の補正作業に係る費用の透明性向上に向けた検討も行った上で、08年末までに当該検討結果を報告すること。

4) コロケーションに係る設備使用料の減価償却費控除後の単価適用

コロケーションに係る設備使用料に関し、減価償却費控除後の単価の適用の早期実現に向けて取り組むとともに、現時点における取組状況について、速やかに報告すること。

2. 中継ダークファイバの扱い

5) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間の扱い

Dランク区間の中継ダークファイバについて利用要望のある接続事業者との間で、WDM装置の設置を含めた他の代替手段に関する協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

なお、協議に当たっては、特に非ブロードバンド地域では、デジタルデバイド解消の重要性や個別の事例によっては、WDM装置の設置が可能な場合もあると考えられることにかんがみ、具体的な条件等について協議を行うこと。

6) WDM装置の既設区間の中継ダークファイバの扱い

WDM装置の既設区間に係る中継ダークファイバに関し、情報開示や接続料等の条件を含め、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

7) 予備芯線の保有の考え方

中継ダークファイバに関し、予備芯線の保有に係る考え方について、08年末までに報告を行うこと。

8) 全区間に占めるDランク区間の割合の推移などの情報

中継ダークファイバに関し、以下の項目を含めDランク区間の実態把握に資する情報について、08年末までに報告すること。

- ① 全区間に占めるDランク区間の割合の推移
- ② Dランクが解消した区間数及び解消理由

9) 中継ダークファイバの経路情報の開示

中継ダークファイバの経路情報の開示に関し、守秘義務協定による対応や冗長構成が確保されていることを貴社が保証する仕組み等を含め、接続事業者との協議・検討を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

3. 電柱におけるコロケーションの扱い

10) コロケーションルールの適用対象となる電柱

コロケーションルールの適用対象となる電柱に関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

11) 電柱の添架申請のWeb受付化

電柱の添架申請のWeb受付化に関し、引き続き電柱管理に関する情報を含め電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化について検討を行い、08年末までに当該検討結果を報告すること。

12) NTT東西の電気通信設備との一束化

一束化に関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

13) 接続事業者のVDSL装置に対するNTT東西のメタルPOIケーブルの延伸

第二端子函以降での接続及び第一端子函での接続に関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

14) 電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用

接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について、08年末まで

に報告すること。

4. 屋内配線工事のルール化の扱い

15) 屋内配線工事の実施

貴社が、接続事業者のサービスに係る屋内配線工事を当該接続事業者になわって行うことに関し、無効派遣費用等の料金の算定根拠や提供範囲の同等性などを含め、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

16) 屋内配線工事の「引き通し」形態での実施

貴社が、屋外部分と屋内部分の設備との間に分界点を設けずに「引き通し」形態での工事を接続事業者のために実施することに関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

なお、屋内部分に係る料金や工事費は、接続事業者が負担することを前提に検討すること。

17) ドライカップの工事稼働枠

ドライカップの工事稼働枠に関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

5. 回線名義人情報の扱い

18) 名義人即時回答システムのロジックの見直し

より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにするための名義人即時回答システムの改修が完了次第、その内容を報告すること。

19) 回線名義人情報に関する適正化対応（情報の洗い替え）

回線名義人名の確認と必要な場合の訂正を効果的に促す仕組みの構築に関し、接続事業者との協議を行った場合には、08年末までに当該協議状況を報告すること。

20) 電話重畳型DSLサービスに係るDSLサービス利用者等からの申込み

DSL事業者を契約者とする電話重畳型のDSLサービスに係る具体的な

契約スキームに関し、接続事業者との協議を行った場合には、０８年末までに当該協議状況を報告すること。

６．その他

21) ドライカップのサブアンバンドル

ドライカップのサブアンバンドルに関し、局舎からき線点までの区間（上部区間）が他に転用できない設備となる問題や、き線点から利用者宅までの区間（下部区間）の保守には上部区間が必要である問題などを含め、接続事業者との協議を行った場合には、０８年末までに当該協議状況を報告すること。

22) 局内ダークファイバの内訳、中継と局内・加入の申込システムの改修

局内ダークファイバの料金内訳を確認できない点及び中継ダークファイバと局内・加入ダークファイバを別々のシステムに申し込む必要がある点に関し、接続事業者との協議を行った場合には、０８年末までに当該協議状況を報告すること。

以 上

コロケーションルールの見直し等に係る 措置報告に対する検証結果

2008年8月
総務省

1. 検証の経緯・背景

総務省では、PSTNからIP網への移行等に伴い、ブロードバンド市場におけるビジネスモデルも大きく変化しつつある状況を踏まえ、市場変化等に対応した接続ルールの整備を図ることが、一層の競争促進及び利用者利便の向上を図る観点から必要との現状認識のもと、06年9月に策定・公表した新競争促進プログラム2010において、コロケーションルールの見直しなど接続ルールの整備に関する個別事項について、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置することとする方針を明確化した。

これを踏まえ、総務省は、06年10月に「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」について情報通信審議会に諮問し、07年3月に同審議会から答申（情審通第34号。以下「3月答申」という。）を受けたが、同答申では、中継ダークファイバの扱い、屋内配線工事の扱いなど、07年度末等を目途に総務省において改めて検討すべき事項が示されるとともに、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）において、当該検討に必要な情報について、定期的に総務省に報告を行うことが適当との考え方が示された。

これを踏まえ、総務省は、07年4月に、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に関し講ずべき措置について（要請）」（総基料第100号。以下「4月要請」という。）により、中継ダークファイバに関する措置をはじめ、3月答申で示された各措置事項について適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を総務省に定期的に報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

また、3月答申を踏まえ、総務省は、07年7月に電気通信事業法施行規則等の一部改正を行い、更に、同年8月、これを受けNTT東西から申請のあった中継ダークファイバ・局舎スペース等（以下「コロケーションリソース等」という。）の過剰保留の抑制等を内容とする接続約款の変更認可について情報通信審議会に諮問し、同年10月に答申（情審通第113号。以下「10月答申」という。）を受けた。

同答申では、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用に係るNTT

東西と接続事業者との協議状況について定期報告等を求める要望事項が示され、同月、総務省は、「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に関して講ずべき措置について(要請)」(総基料第217号。以下「10月要請」という。)により、コロケーションリソース等の保留を要する申込手続等について、適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を総務省に定期的に報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

更に、同月に改定された新競争促進プログラム2010において、3月答申を踏まえて講じる措置(コロケーションリソース等の過剰保留の抑制等)の着実な実施を図るとともに、引き続きその運用状況等についてNTT東西からの報告内容等を通じて検証することとし、NTT東西による接続事業者のサービスに係る屋内配線工事については、当面、事業者間協議に委ねることとしているが、このルール化の是非等について、NTT東西からの報告を踏まえ、07年度末を目途に改めて検証することとした。

本検証結果は、上記の経緯・背景を踏まえ、総務省から、NTT東西に対し、4月要請及び10月要請により定期的に報告を求めた9項目の措置内容について検証を行い、2度の意見招請手続を経た上で取りまとめたものである。

【参考】4月要請及び10月要請により、総務省からNTT東西に対し報告を求めた措置内容

4月要請

- ☑中継ダークファイバに関する措置【検証結果(2)関係】
(中継ダークファイバに空き芯線がない区間における新規の利用申込みに係る接続事業者の実需要及び当該申込みに対する対処状況)
- ☑電柱におけるコロケーションに関する措置【検証結果(3)関係】
(電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化の是非について行った検討結果など4項目)
- ☑屋内配線工事に関する措置【検証結果(4)関係】
(接続事業者のサービスに係る屋内配線工事の実施状況・協議状況)
- ☑回線名義人に関する措置【検証結果(5)関係】
(名義人即時回答システムの改修に係る検討状況など2項目)

10月要請

- ☑コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用に係る協議の実施状況・対処状況【検証結果(1)関係】

2. 検証結果

総務省がNTT東西に対して要請した全9項目にわたる措置報告に対する検証結果は、次のとおりである。

(1) コロケーションリソース等の保留を要する申込手続

1) 措置報告要請の背景・内容

3月答申では、コロケーションリソース等の過剰保留を抑制する観点から、例えば、中継ダークファイバの空き芯線の有無に係る回答と芯線の保留が一体として運用されている現行ルールを見直し、必要な場合にのみ芯線の保留が行われるようにするとともに、無料保留期間を短縮すること等により、不要なリソース等の保留等を抑制する仕組みにすることが適当とされた。

この答申等を踏まえ、07年7月末に、NTT東西から、無料保留期間の廃止など、コロケーションリソース等の過剰保留の抑制を目的とする接続約款の変更の認可申請がなされ、総務省は、同年8月に、本件を情報通信審議会に諮問し、同年10月に同審議会から答申を受けた。

この10月答申では、答申案の意見招請に対して、接続事業者から、一定期間の無料保留期間の存置及び複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合の扱いについて意見が寄せられたことを踏まえ、下記①を条件として接続約款の変更を認可することを適当とするとともに、下記②を総務省に対して要望した。

- ①複数のコロケーションリソース等を一体として利用する場合の申込みを選択できるよう規定整備するとともに、当該申込みの調査において、一部のコロケーションリソース等について利用不可であった場合には違約金を適用しない等の所要の措置を講ずること
- ②コロケーションリソース等の保留を要する申込手続の運用について、コロケーションリソース等の利用に係るNTT東西と接続事業者との協議の実施状況について、NTT東西が総務省に対して四半期ごとに報告を行い、当該報告等を踏まえ、07年度末を目途に措置の見直しを検討すること

これを受け、総務省は、10月要請において、上記①の措置を講じるとともに、上記②の協議の実施状況及び対処状況に関し四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に

対して求めた(NTT東西は上記①の内容を含む接続約款の補正申請を行い、総務大臣の認可を得て、所要の措置を実施)。

2)措置報告の概要

① 局舎コロケーション等に係る申込手続の弾力化

接続事業者1社から、「ア『局舎スペースと電力設備』の一括申込み」(第一希望)と「イ『電力設備』のみの申込み」(第二希望)を同時に行う場合、局舎スペースが提供不可のときは、アの申込みを不要として扱い、局舎スペースが提供可のときは、イの申込みを不要として扱うことを求める要望がNTT東西に対してあった。

NTT東西においては、既存の局舎スペースを利用し、「電力設備のみ」の申込みで対応可能な場合には、有限なコロケーションリソースの有効活用を図る観点から、「電力設備のみ」の申込みを行ってもらいたい旨を提案した。その後、当該接続事業者からは特段の意見・要望は示されなかった。

また、接続事業者1社から、複数の局舎への申込みを要望する場合、局舎ごとに調査申込書を提出するのではなく、一の調査申込書により複数の局舎への一括申込みを可能とすることを求める要望がNTT西日本に対してあり、NTT西日本は、当該要望に応じる旨の回答を行った。

② 中継ダークファイバに係る申込手続の弾力化

接続事業者1社から、中継ダークファイバの利用に際し、フィルタの有無により必要となる芯線数が異なる(フィルタあり:2芯必要、フィルタなし:1芯必要)ことから、次のいずれかの対応を求める要望がNTT東日本に対してあった。

ア 2芯の申込みを行った場合でも、フィルタなしの芯線が1芯あったときは、不要となる1芯に係る申込みの撤回を違約金の対象外とすること

イ フィルタの有無を確認をした上で、必要となる芯線数の申込みが可能となるように、フィルタの有無の情報を開示情報に追加すること

これに対し、NTT東日本は、接続事業者の利用申込み時に「フィルタなしの場合は1芯、フィルタありの場合は2芯必要である」ことを明記すれば、フィルタ有無に応じて必要な芯線数を提供する旨を提案し、当該接続事業者と合意しており、その運用開始に向けた準備を進めているところである。

3)検証結果

① 局舎コロケーション等に係る申込手続の弾力化

措置報告によると、「①局舎コロケーション等に係る申込手続の弾力化」のうち、複数局舎への一括申込みについては、NTT西日本は、当該要望に応じる旨の回答をしていることから、これについて現時点で特に講じるべき措置は見当たらない。

他方、「①局舎コロケーション等に係る申込手続の弾力化」のうち、『局舎スペースと電力設備』の一括申込みと『電力設備』のみの申込みを同時に行う場合の扱いについては、NTT東西は、既存の局舎スペースを利用し、『電力設備』のみの申込みで対応可能な場合には、コロケーションリソースの有効活用を図る観点から、『電力設備』のみの申込みを行ってほしい旨を提案した。

この提案は、接続事業者の要望に応えるものとはなっていないが、減設工事等により、既存の局舎スペースを利活用できる場合には、「電力設備のみの申込み」を行うことが、コロケーションリソース等の有効活用を図る観点から適当である。これに加え、NTT東西の当該提案に対して、接続事業者から特段の意見・要望が示されていないことにかんがみると、NTT東西の対応は、問題となるものとは言えず、現時点で特に講じるべき措置は見当たらない。

② 中継ダークファイバに係る申込手続の弾力化

「②中継ダークファイバに係る申込手続の弾力化」については、措置報告では、NTT東日本に対する要望のみが示されていたが、本検証結果案に対する意見招請（以下単に「意見招請」という。）において、接続事業者から、NTT西日本でも同様の取組を行うように求める意見が示された。

この点、NTT東日本は、接続事業者の要望を踏まえた対応を提案し、既に当該接続事業者と合意しており、今後、その運用開始に向けた準備を進めている状況にあり、現時点で特に講じるべき措置は見当たらない。また、NTT西日本は、接続事業者からの申込みがあれば、協議に応じるとの考えを示しているところであり、当該申込手続の弾力化の取扱いについて協議に応じることが適当である。

③ 複数の加入ダークファイバと複数の中継ダークファイバに係る申込手続の弾力化

意見招請において、接続事業者からは、複数の加入ダークファイバと複数の中

継ダークファイバの一括申込手続についても、違約金の対象外とするように求める意見が示された。

この点、NTT東西は、接続事業者から具体的な要望があれば、協議に応じるとの考えを示していることから、まずは当該申込手続を要望する接続事業者とNTT東西との間で協議を行うことが適当である。その際、違約金の対象外となる一括申込手続については、費用対効果を踏まえつつ、接続事業者の利用実態に応じたものとなることが望ましいため、NTT東西においては、当該手続の取扱いについて協議に応じることが適当である。

④ まとめ

上記①～③を検証する限り、07年10月の接続約款の変更において無料保留期間を廃止した措置の見直しが必要となる特段の事情は現時点で認められない。

しかし、無料保留期間の廃止と接続事業者の利用実態に応じた一括申込手続の実現は、表裏一体の関係にあることから、接続事業者の要望する上記①～③の手続の実現に向けて、接続事業者とNTT東西の間で協議が行われるように、当該協議の実施状況について引き続き注視することが必要である。

また、今回の検証は、無料保留期間の廃止に係る接続約款の変更後、約6か月が経過した時点で行うものに過ぎず、意見招請において新たに③の要望が示されたように、今後、①～③の手続以外にも、接続事業者が要望する一括申込手続が生じる可能性があることから、この点からも、接続事業者とNTT東西との協議状況を引き続き注視することが必要である。

このため、①～③の手続に関する接続事業者との間の協議状況については、NTT東西は、08年末までに総務省に対し報告することが必要である。

また、①～③以外の一括申込手続についても、接続事業者とNTT東西の間で協議が行われる場合は、NTT東西は、当該協議状況について、08年末までに総務省に対し報告を行うことが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じて措置の見直しを検討することとする。

なお、無料保留期間の廃止により、接続事業者からの申込みのうち、実際に利用されずにキャンセルされる割合は、以下のように大幅に減少した。

	コロケーションリソース		中継ダークファイバ
	スペース	受発電設備	
NTT東日本	約1%(約52%)	約1%(約60%)	約7%(約38%)
NTT西日本	約3%(約61%)	約4%(約65%)	約10%(約36%)

※括弧内は、無料保留期間廃止前の割合(中継ダークファイバ(東):04年4月～06年2月 等)。

(2)中継ダークファイバの扱い(WDM装置の設置義務化)

1)措置報告要請の背景・内容

接続事業者からは、中継ダークファイバの空き芯線がない区間(以下「Dランク区間」という。)について、WDM装置の設置により利用可能とすることをルール化するように求める意見が示されたが、3月答申においては、WDM装置の設置を義務付けることは、既存利用者の収容替えに係る問題等から、少なくとも現時点では適当ではないとされた。

ただし、WDM装置の設置については、接続事業者の実需要や既存利用者の収容替え等に係る技術的な問題点等に関し、現時点で必ずしも明らかでない部分があるため、NTT東西においては、「①Dランク区間における新規の利用申込みに係る接続事業者(NTT東西の利用部門を含む。)の実需要」及び「②当該申込みに対する対処の状況」について、総務省に対し四半期ごとに報告を行い、総務省は、当該報告等を踏まえ、07年度末を目途にWDM装置の設置義務化の是非について改めて検討することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、上記①・②に関し、四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

2)措置報告の概要

①Dランク区間における新規の利用申込みに係る接続事業者(NTT東西の利用部門を含む。)の実需要

		全回答芯数(実需要)	提供不可回答芯数	提供不可回答率
第1四半期	東	—	—	—
	西	—	—	—
第2四半期	東	11,697芯	890芯	7.6%

第3四半期	西	6,921芯	334芯	4.8%
	東	9,095芯	539芯	5.9%
第4四半期	西	3,774芯	109芯	2.9%
	東	6,993芯	290芯	4.0%
	西	4,026芯	78芯	1.9%

②当該申込みに対する対処の状況

NTT東西ともに、接続事業者から中継ダークファイバの代替区間等の情報提供の要望はなかった。

3)検証結果

措置報告によると、NTT東西ともに、新規利用の申込みの際に中継ダークファイバの空き芯線がないと回答する割合は減少傾向にあり、これは、07年11月の接続約款の変更において、中継ダークファイバの過剰保留を抑制する措置等を整備したことが寄与しているものと考えられる。

他方、NTT東西ともに、新規の利用申込みの際に、Dランク区間が依然として存在している状況にある。3月答申においては、Dランク区間で新たな中継ダークファイバの利用申込みがあった場合は、申込事業者の要望があれば、可能な限り当該区間を利用可能とする観点から、合理的な迂回路又は代替手段の提案や当該区間の両端にWDM装置を設置するなどの措置を講じることが適当とされた。

これを踏まえ、NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)の改正(07年7月)や接続約款の変更(同年11月)が行われたところであるが、措置報告によると、接続事業者は、新たに規定されたDランク区間における代替区間等に関する情報提供の手続を利用していない状況にある。

このため、措置報告の対象期間において、WDM装置の設置に関する接続事業者の実需要は把握できないことから、少なくとも現時点でWDM装置の設置義務化が必要であると判断することは適当ではない。

しかし、意見招請において、接続事業者から、以下のような意見が示された点にも留意が必要である。

- ①措置報告にある「全回答芯数(実需要)」や「提供不可回答率」は、Dランク区間において需要があっても申込みを行わない場合のデータは含まれないことから、接続事業者の本来の需要を反映しておらず、これをもって効率的に中継ダークファイバが利用されていると結論付けることは不適當。
- ②中継ダークファイバの空き芯線がない状況は、非ブロードバンド地域の基盤整備を行う上で支障となっており、早急にWDM装置の設置義務化のルール策定を行うように要望。
- ③NTT東西が既にWDM装置を設置している区間については、情報開示や料金策定など貸出ルールの策定を要望。
- ④予備芯線の定義(計算方法)をオープンにすべき。

まず、①・②については、措置報告にある「全回答芯数(実需要)」や「提供不可回答率」は、接続事業者の本来の需要を反映し切れていないのは事実であるが、Dランク区間について、接続事業者からNTT東西に対して、接続約款に定める代替手段提案に係る申込みが行われなかったことも事実であり、Dランク区間における中継ダークファイバの必要性や接続事業者の求める他の代替措置の要望が必ずしも明確ではない状況にあるのは、NTT東西の意見に示されているとおりである。

このため、Dランク区間の中継ダークファイバについて利用要望のある接続事業者は、NTT東西との間で、WDM装置の設置を含めて他の代替手段に関する協議を行うことが適當である。当該協議に際しては、特に非ブロードバンド地域では、デジタルデバイド解消の重要性や個別の事例によっては、WDM装置の設置が可能な場合もあると考えられることにかんがみ、具体的な条件等について協議を行うことが適當である。

NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に対し報告を行うことが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を検討することとする。

次に、③については、NTT東西が既にWDM装置を設置している区間は、新たにWDM装置の設置を義務付ける場合と異なり、NTT東西に対する新たな投資負担の問題や既存利用者の収容替えの問題等が生じないと考えられる。

このため、WDM装置の既設区間に係る中継ダークファイバの利用要望がある接続事業者は、情報開示や接続料等の条件について、まずはNTT東西との間で協議を行うことが適當である。NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に対し報告を行うことが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じWDM装置の既設区間の中継ダークファイバについて所要の措置を検討することとする。

最後に、④については、通信サービスの円滑な提供を確保するため、一定数の予備芯線が必要であることは、NTT東西の意見に示されているとおりである。

しかし、予備芯線は、接続料算定上、需要には算入されず費用のみに算入されるため、仮に、予備芯線を過剰に確保することがあれば、接続料の上昇要因となるとともに、中継ダークファイバのDランク区間の解消を遅らせる要因となり得る。このため、NTT東西においては、予備芯線の保有に係る考え方について、08年末までに総務省に対し報告を行うことが必要である。

なお、中継ダークファイバに係る検討に際して、Dランク区間に関する実態把握が重要であることから、NTT東西においては、全区間に占めるDランク区間の割合の推移、Dランクが解消した区間数及び解消理由などの情報を08年末までに総務省に対し報告することが必要である。

(3)電柱におけるコロケーションルールの扱い

1)コロケーション手続に関するシステム化

①措置報告要請の背景・内容

3月答申の審議の中で、接続事業者からは、コロケーションを行うために必要な情報の提供に関し、電柱管理がシステム化されておらず、電柱非所有者の電柱借用に時間を要する状況にあることから、電柱借用までの時間短縮のため、電柱所有者が電柱管理に係る情報について、早期にシステム化する等の対策を講じるべきとの意見が示された。

これに関し、3月答申では、電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化の是非については、費用対効果の観点を踏まえることが必要であり、NTT東西において所要の検討を行い、その結果について07年末までに総務省に報告することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、電柱管理に関する情報を含む電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化の是非について所要の検討を行い、その結果について、07年末までに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東西ともに、現在、電柱の添架手続の更なる効率化の観点から、電柱の添架申請のWeb受付化に向けて検討を進めている。

③検証結果

措置報告では、NTT東西ともに、電柱の添架手続の更なる効率化の観点から、電柱の添架申請のWeb受付化に向けて検討を進めている現状にあるが、接続事業者の電柱借用までの時間短縮のためには、電柱管理に係る情報のシステム化について、接続事業者による電柱添架に係る実需要や費用対効果を踏まえつつ、できる限り接続事業者の具体的な要望を反映するように取り組むことが必要である。

この点、意見招請において、接続事業者から、電柱の添架申請のWeb受付化に際しては、紙での書類提出や押印処理を原則不要とする仕組みとすべきとの意見が示されていることから、NTT東西は、このような接続事業者の具体的な要望等を踏まえつつ、引き続き電柱管理に関する情報を含め電柱に係るコロケーション手続に関するシステム化について検討を行い、08年末までにその検討状況を総務省に対し報告することが必要である。総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講じることとする。

なお、意見招請においては、接続事業者から、改修しないと貸与できない電柱等に関する情報をWeb上等で予め開示させる仕組みを構築すべきとの意見が示されたが、NTT東西では、電柱強度の情報をデータベース化しておらず、添架申請の都度、強度計算等を行い添架の可否を判断していることから、接続事業者の求める情報の提供を行うことは困難と考えられる。

2)NTT東西の電気通信設備との一束化

①措置報告要請の背景・内容

3月答申では、NTT東西の電気通信設備との一束化は、効率的な設備構築に繋がり、かつ、既に利用されている添架ポイントを利用することとなるため、電力設備との間の離隔不足といった新たに通信線を設置する場合に生じ得る問題も基本的に回避できることから、電柱上での接続の円滑化を図る観点から有効な手段となり得るとされた。

しかし、設備の保守・運用の観点からは、異なる事業者の通信線は可能な限り互いに疎であることが望ましいことにかんがみれば、NTT東西の電気通信設備との一東化については、例えば、接続事業者が単独で通信線を設置することができないなど、迅速かつ容易に電柱に添架できない場合における次善の策として、必要に応じ、事業者間において協議を行うことが適当であり、当該協議が行われた場合は、NTT東西において、07年末までにその状況を総務省に報告し、総務省においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に、改めて一東化を検討することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、NTT東西の電気通信設備との一東化等に関して他の電気通信事業者と協議を行った場合の協議状況について07年末までに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東西ともに、接続事業者からの協議要望・実績はなかった。

③検証結果

措置報告では、NTT東西ともに、接続事業者からの協議要望・実績はなかったことから、少なくとも現時点でNTT東西の電気通信設備との一東化の検討が必要であると判断することは適当ではない。しかし、意見招請においては、接続事業者からは、現在、NTT西日本と一東化の協議を行っている状況との報告が行われている。

この点、NTT東日本を含め、NTT東西からは、一東化の実現について、運用上等の課題解決を前提に協議の中で検討する考えが示されており、まずは接続事業者とNTT東西との間で、運用上等の課題抽出や課題解決に向けた検討・協議を行うことが適当である。

NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に対し報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、一東化のルール化の要否について必要に応じて検討することとする。

3)接続事業者のVDSL装置に対するNTT東西のメタルPOIケーブルの延伸

①措置報告要請の背景・内容

3月答申では、上記2)に関連して、NTT東西が既に電柱上複数の添架ポイントを

確保していること等を踏まえれば、円滑な接続を確保するために、少なくとも、上記の一束化等に準じる対応として、接続事業者が自らの電気通信設備とNTT東西の電気通信設備を接続するための電気通信回線設備を迅速かつ容易に設置することが困難な場合、NTT東西は、技術的・経済的に困難でない限り、当該電気通信回線設備を設置することとするのが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、接続事業者が電柱上に設置したVDSL装置とNTT東西のメタルPOIケーブルを接続するための電気通信回線設備を、当該接続事業者が電柱上の添架ポイントに迅速かつ容易に設置することが困難な場合、技術的又は経済的に困難でない限り、当該メタルPOIケーブルを第一端子函から当該VDSL装置まで延伸することにより対応すること(以下「第一端子函での接続」という。)に加えて、接続事業者の要望を踏まえた検討状況について四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東日本については、接続事業者から具体的要望はなかった。

なお、NTT西日本については、第2四半期に接続事業者1社から具体的要望があり協議を進めていたところであるが、第4四半期に新たな接続形態での接続(以下「第二端子函以降での接続」という。)の要望があり、NTT西日本は、これに対し当該形態による接続は可能と回答している。今後、本接続形態の実施に向け協議を進め、準備が整い次第、電気通信事業法第33条第10項に基づく認可接続約款等によらない接続協定の変更の認可申請を行う予定としている。

③検証結果

措置報告では、NTT東日本については、NTT東日本のメタルPOIケーブルを接続事業者が電柱上に設置したVDSL装置まで延伸することを求める要望が示されていない。またNTT西日本については、接続事業者からは、これに準ずる形態として第二端子函以降での接続の要望があり、当該要望の実現に向けた準備を進めている状況にある。

その後の意見招請において、NTT東日本でも、接続事業者から第二端子函以降での接続の要望がある旨の報告があり、NTT東西ともに、接続事業者の要望に応じ、協議を進める考えを示していることから、総務省においては、当該協議状況を引き続き注視することとする。

他方、接続事業者からは、第二端子函以降での接続では、一のVDSL装置によりき線点柱から一方面へのサービス提供しか行えないため、一のVDSL装置により複数方面へのサービス提供が可能な第一端子函での接続と比べると、サービス展開上の制約や電柱に係るコスト負担の増大が生じる旨が指摘され、また第一端子函での接続は、一東化が困難な場合の代替手段としても、その有用性が指摘されているところである。このため、第二端子函以降での接続だけでなく、第一端子函での接続についても、その実現に向けて協議に応じることが必要である。

NTT東西は、08年末までに、第二端子函以降での接続及び第一端子函での接続に係る協議状況を総務省に対し報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を検討することとする。

4)電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用

①措置報告要請の背景・内容

3月答申では、電柱上での接続に必要不可欠であり、かつ、複数の事業者が受益する蓋然性が高いと認められる電柱改修に要する費用については、電柱の原価に算入することが適当であることから、NTT東西は、07年末までに接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について総務省に報告し、総務省においては、当該報告を踏まえ、07年度末を目途に電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無について改めて検討することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東日本については、接続事業者からの協議要望・実績はなかった。

また、NTT西日本については、07年4月から同年11月までの間における電柱の改修状況は、次のとおりとなっている。

改修要望数	接続事業者1社から2件の改修要望
改修要望内容	電柱の建替え(支線改修を含む。)2件
改修費用	約240千円

③検証結果

NTT東日本について電柱改修の実績はなかったが、NTT西日本については、接続事業者の改修要望に応じ、支線改修を含む電柱の建替えを実施している。しかし、NTT西日本における改修実績はわずか2件のみであり、電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無を検討するためのデータが十分でないことから、引き続きNTT東西に対して報告を求めることとする。

具体的には、NTT東西は、08年末までに接続事業者の求めに応じて行われた電柱改修の状況について総務省に報告し、総務省においては、当該報告を踏まえ、電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用の有無について必要に応じて検討することとする。

(4)屋内配線工事のルール化の扱い

1)措置報告要請の背景・内容

3月答申では、屋内配線工事のルール化については、利用者が不在の場合の扱い、ONUとの接続方法等について十分な検討が必要である一方、NTT東西は、接続事業者のFTTHサービス等についても、他事業者から具体的な要望があれば、ビジネスベースでの実施を検討する旨を表明しており、NTT東西が接続事業者の利用者に対して合理的な条件で屋内配線工事を実施する限り、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められないとされた。

このため、3月答申では、接続事業者のサービスに係る屋内配線工事をNTT東西が当該接続事業者に代わって行うことについては、当面、NTT東西と接続事業者との間の協議に委ねることとし、総務省においてその実施状況を注視するとともに、NTT東西においては、四半期ごとにその実施状況を総務省に報告し、当該報告を踏まえ、総務省は、07年度末を目途にルール化の是非について改めて検討することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、NTT東西が行う接続事業者のサービスに係る屋内配線工事の実施状況(接続事業者との間の協議の状況を含む。)について四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

2)措置報告の概要

メタル回線に係る屋内配線工事については、07年度で、NTT東日本では15社、NTT西日本では21社のサービスに係る工事を実施している。

一方、光ファイバ回線に係る屋内配線工事については、NTT東日本では、1社との間で、08年9月からの工事実施に向けて具体的な実施条件等の検討及び協議を進めており、また、別の1社との間では、詳細な要望内容を確認の上、具体的な実施条件等の検討及び協議を進めていく予定としている。また、NTT西日本では、1社から相談があったのみであり、その後具体的な要望はなかった。

3) 検証結果

措置報告では、メタル回線に係る屋内配線工事については、NTT東西ともに屋内配線工事の実施に係る契約を締結し、工事を実施しているが、光回線に係る屋内配線工事については、NTT東日本では、接続事業者2社の要望を受け、光回線に係る屋内配線工事の実施に向け、具体的な実施条件等の検討及び協議を進めている。

屋内配線工事のルール化については、利用者の不在の場合の扱いやONUとの接続方法等の検討が必要であり、またNTT東西が、接続事業者からの要望があれば、ビジネススペースでの実施を検討する旨を表明していることから、3月答申に示されたとおり、NTT東西が合理的な条件で屋内配線工事を実施する限りは、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められない。

しかし、意見招請においては、接続事業者から、無効派遣費用等の料金の算定根拠や提供範囲の同等性など、NTT東西と接続事業者との間の公正競争条件の確保について懸念が示されているところである。

このため、これらの問題も含め、引き続き接続事業者とNTT東西との間で協議を行うことが適当であるが、NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、屋内配線工事のルール化が、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項か否かについて必要に応じ検討することとする。

また、意見招請において、接続事業者からは、NTT東西は、戸建てユーザ宅の壁面に屋外キャビネットを設置せずに光ファイバを屋内に引き込む形態で工事を実施しており、接続事業者にも同様の形態での工事が認められるべきであるが、本件について、当事者間協議の進展が見込めない場合は、適正かつ公正なルールの整備を

行うように求める意見が示されているところである。

この点、NTT東西も、自らの工事について、屋外部分と屋内部分の設備との間に分界点を設けずに「引き通し」形態で実施する場合があります、接続事業者からは、NTT東西が、同様の「引き通し」形態での工事を接続事業者のために実施することを求めて、現在、NTT東西との間で協議を行っている状況との報告が行われている。

総務省としては、当該協議状況を引き続き注視することとするが、NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に対し報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ「引き通し」形態での工事について所要の措置を検討することとする。

この際、「引き通し」形態での工事の屋内部分について、NTT東西の管理部門と利用部門のいずれが実施するかは、「引き通し」形態では、屋内配線が、第一種指定電気通信設備である引込線と一体的に設置されることが従来の屋内配線と異なる点や屋内配線工事のルール化が第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項か否か等を考慮して判断されることとなるため、上記報告等を踏まえた検討の中で併せて検討することとする。

なお、屋内部分に係る料金や工事費は、接続事業者が負担することを前提に検討することが適当である。

(5)回線名義人情報の扱い

1)名義人即時回答システムのロジックの見直し

①措置報告要請の背景・内容

接続事業者がNTT東西の接続メニューを利用してDSLサービス等を提供する際、多くの場合、NTT東西の加入電話契約者(回線名義人)による手続が必要となるが、NTT東西の加入電話サービスの利用者は、必ずしも回線名義人と一致しない実態があり、接続事業者の上記サービス申込者が回線名義人を把握していない場合、サービス提供までに時間を要したり、申込自体がキャンセルされたりすることがある。

3月答申では、回線名義人の確認があくまで契約者の承諾の確認であることを踏まえれば、申込者から提示された回線名義人情報が契約者と同一人物(法人)である

ことが確認できれば十分であり、NTT東西の顧客データベースに登録してある回線名義人情報と一字一句同一である必要はないため、NTT東西において、接続事業者の意見を踏まえつつ、名義人即時回答システムのロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにシステムの改修を行うことが適当とされた。また、その際、名義人即時回答システム、DSL受付システム及び番号ポータビリティ受付システムで用いられているロジックを統一することが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、可能な限りDSL受付システム等との間で統一を図りつつロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるように名義人即時回答システムの改修を行うとともに、接続事業者からの要望を踏まえた検討状況について、四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東西においては、07年4月以降、接続事業者に対し、回線名義人判定基準の更なる弾力化に向けた具体案を提案していたが、接続事業者からは賛否両論の意見が提示されたため、意見の一致を図れない状況となっていた。

08年1月に、反対意見を表明していた接続事業者1社から「賛成するための条件」が示され、改めて修正提案を実施したところ、全接続事業者からの賛同が得られ、またシステム改修・費用負担等についても、システムを利用する全接続事業者の合意が得られたため、今後はシステム改修に着手することとしている。

③検証結果

措置報告では、NTT東西ともに、各システムのロジックの統一について、各システムを利用する全接続事業者の合意を得ており、システム改修を進める段階に入っているため、システム改修が完了次第、その内容について総務省への報告を求めるとともに、その運用状況について注視することとする。

なお、名義人即時回答システム等のロジックを見直し、より適切に回線名義人の正誤を判定できるようにシステムの改修を行った場合でも、回線名義人の情報自体が正確かつ最新の状況を反映したものとなっていないと、回線名義人の把握に時間を要する状況に変わりはないこととなる。意見招請においても、接続事業者から、回線名義人情報に関する適正化対応(情報の洗い替え)の徹底を求める意見が示されたところである。

この点、NTT東西においては、現に所要手続案内をハローインフォメーションに記載して請求書に同封する等の周知の取組を行っているところであるが、サービスの利用者の全てが、回線名義人情報を正確に認識しているわけではないため、所要手続案内の請求書への同封のみでは、その効果に限界があることも否めない。

このため、サービスの利用者に対し、回線名義人名の確認と必要な場合の訂正を効果的に促す仕組みが必要であるが、当該仕組みの構築は、NTT東西にだけでなく自ら回線名義人情報を有する接続事業者にも求められるものであることから、接続事業者においても、当該仕組みの検討を行い、NTT東西に提案・協議することが適当である。

NTT東西は、接続事業者からの提案・協議を踏まえ、他業種での同様の事例を参考にするなど、当該仕組みの検討を行った上で、08年末までに総務省に報告を行うことが必要である。総務省においては、当該報告等を踏まえ、回線名義人情報の適正化について必要に応じ所要の措置を検討することとする。

2)電話重畳型のDSLサービスに係るDSLサービスの利用者等からの申込み

①措置報告要請の背景・内容

3月答申では、電話重畳型のDSLサービスは、加入電話サービスに重畳するだけであり、基本的には加入電話サービスの契約関係に変更を加えるものではないことから、申込者が必ずしも回線名義人と同一人である必要はなく、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすることが適当とされた。

ただし、この場合、加入電話サービスの契約者の権利と電話重畳型のDSLサービスの契約者の権利が相反することがあり得るため、両者の優劣については事前に明確にする必要があり、また、加入電話契約者等への対応については、接続事業者側で行うこととするのが適当とされた。

これを受け、総務省は、4月要請において、電話重畳型のDSLサービスについてDSLサービスの利用者等からの申込みを可能とするとともに、07年4月から当該申込みを可能とするまでの間の約款変更等に向けた検討状況について、四半期ごとに報告を行うようにNTT東西に対して求めた。

②措置報告の概要

NTT東西ともに、次の事項を前提条件として、DSL事業者を契約者とする電話重畳型DSLサービス契約を可能とする方向で検討し、07年11月に具体案を接続事業者に提案するとともに、08年1月に合同協議を実施した。今後は、具体的な実施条件等について協議を進める考えとしている。

ア DSL事業者において、加入電話契約者の意思に反する申込みとならないようにすること

イ 加入電話契約者の意思に反する申込み等により、加入電話契約者からの苦情・損害賠償請求等のトラブルが寄せられた場合、当該トラブルは当該DSL事業者が全て対応すること

③検証結果

措置報告では、NTT東西は、DSL事業者を契約者とする電話重畳型DSLサービス契約を可能とする方向で検討し、接続事業者に対する具体的な提案及び合同協議を実施しているところである。

この点、意見招請において、接続事業者から、事業者間協議が進展しない場合は、総務省主導での契約スキームの検討を求める意見が示された。このため、総務省においては、まずは当該協議状況を注視することとするが、NTT東西に対し、08年末までに当該協議状況を総務省に報告することを求めることとし、当該報告等を踏まえ、必要に応じ具体的な契約スキーム等の検討・調整を行うこととする。

(6)その他

今回の検証は、総務省から、NTT東西に対し、4月要請及び10月要請により定期的に報告を求めた9項目の措置内容について検証を行うものであるが、意見招請においては、当該9項目に直接該当しない項目についても、現行ルールの見直しを求める意見が示されたところである。

これらの項目については、今回の検証対象外であり、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行い、課題の抽出・共有や課題解決に向けた検討等に取り組むことが適当である。総務省としては、NTT東西に対し、接続事業者との協議状況や検討結果の報告を求めることとし、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置の検討等を行うこととする。

意見招請において、接続事業者から見直しを求められた項目及びそれに対する総務省の考え方は、以下のとおりである（詳細は、別添「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果（案）」に対する意見及びその考え方」参照）。

1)ラック共用のルール化

（意見）局舎スペースの有効活用の観点から、接続事業者間での既設ラックの共用のルールを整備すべき。

（考え方）NTT東西は、08年末までに接続事業者との協議状況を総務省に報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、ラック共用のルール化の要否について必要に応じ検討することとする。

2)減設の「施工結果確認費用」の単金化等

（意見）減設の「施工結果確認費用」を単金化すべき。また、NTT東日本の減設工事に係るシステム登録費用は、NTT西日本にはなく、事業者負担を求めることは、算定根拠等が不透明であり、適当でない。

（考え方）NTT東西は、減設の施工結果確認費用の単金化を検討することが必要であり、当該検討の中で、システムデータベース作業の図面等の補正作業に係る費用の透明性向上に向けた検討も行った上で、08年末までに当該検討結果を総務省に報告することが必要である。総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を検討することとする。

3)コロケーションに係る設備使用料の減価償却費控除後の単価適用

（意見）コロケーション費用のビル単価は、現在、システム対応が困難であるため、減価償却費控除前の単価が適用されているが、早期に減価償却費控除後の単価の適用・精算を開始すべき。

（考え方）総務省としては、減価償却費控除後の設備使用料の適用ができる限り早期に実現するように、NTT東西から、現時点における取組状況の報告を求めるとともに、引き続きNTT東西の取組状況を注視することとする。

4)中継ダークファイバの経路情報の開示

（意見）中継ダークファイバの異経路構成が確保できるように経路情報を開示すべき。ケーブルの経由するビル情報や重複区間等の情報が、セキュリティ

上開示が困難であれば、守秘義務協定で対応可能。また、次善の策として、冗長構成が確保されていることをNTT東西が保証する仕組み等が必要。

(考え方)NTT東西は、接続事業者の提案等について協議・検討を深め、08年末までに当該協議状況を総務省に対し報告を行うことが必要である。総務省においては、当該報告等を踏まえ、中継ダークファイバの経路情報の開示について必要に応じて所要の措置を検討することとする。

5)コロケーションルールの適用対象となる電柱

(意見)コロケーションルールの適用対象となる電柱は、NTT東西と接続事業者との同等性を確保する観点から、接続事業者が利用する可能性のあるNTT東西のすべての電柱とすべき。

(考え方)NTT東西は、08年末までに、現在行っている協議の状況について総務省に報告を行い、総務省においては、当該報告等を踏まえコロケーションルールの適用対象となる電柱の範囲について必要に応じ検討することとする。

6)ドライカットパの工事稼働枠

(意見)現在、午前・午後の2枠であるドライカットパの派遣工事について、加入光ファイバと同等な工事稼働枠(東:7枠、西:5枠)を選択可能とすべき。

(考え方)NTT東西は、08年末までに接続事業者との協議状況を総務省に対し報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を検討することとする。

7)ドライカットパのサブアンバンドル

(意見)FTTRサービスに係るコスト負担を軽減し、早期の利用を実現するため、き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカットパ接続料の設定を要望。

(考え方)まずは接続事業者とNTT東西との間で引き続き協議を行い、局舎からき線点までの区間(上部区間)が他に転用できない設備となる問題や、き線点から利用者宅までの区間(下部区間)の保守には上部区間が必要である問題などについて議論を深めることが必要である。NTT東西は、08年末までに当該協議状況を総務省に報告を行うことが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、下部区間のアンバンドルの要否について検討することとする。

8)局内ダークファイバの内訳、中継と局内・加入の申込システムの改修

(意見)局内ダークファイバの料金内訳が把握できるように料金請求を行うべき。

また、NTT東日本のダークファイバ申込みシステムについては、中継と局内・加入を別々のシステムに申し込むことが必要等の問題があり、早期の改修を行うべき。

(考え方)NTT東日本は、08年末までに接続事業者との協議状況を総務省に報告することが必要であり、総務省においては、当該報告等を踏まえ、必要に応じ所要の措置を検討することとする。

(7)今後の予定

今回の検証結果に基づき、総務省としては、上記(1)～(6)の事項に関し、原則として08年末までに接続事業者との協議状況や検討結果を報告するようにNTT東西に対し求めることとする。当該報告等を踏まえ、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備や当該協議に係る人的・時間的コストの軽減等を図る観点から、速やかに情報通信審議会に諮問し、同審議会の審議を経た上で所要の措置を講じることとする。

(参考)NTT東西に対し協議状況又は検討結果の報告を求める事項

【1. コロケーションリソース等の保留を要する申込手続】

- 1) 違約金対象外となる一括申込手続
- 2) ラック共用の実施
- 3) 減設の「施工結果確認費用」の単金化等
- 4) コロケーションに係る設備使用料の減価償却費控除後の単価適用【速やかに】

【2. 中継ダークファイバの扱い】

- 5) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間の扱い
- 6) WDM装置の既設区間の中継ダークファイバの扱い
- 7) 予備芯線の保有の考え方
- 8) 全区間に占めるDランク区間の割合の推移などの情報
- 9) 中継ダークファイバの経路情報の開示

【3. 電柱におけるコロケーションの扱い】

- 10) コロケーションルールの適用対象となる電柱
- 11) 電柱の添架申請のWeb受付化
- 12) NTT東西の電気通信設備との一束化
- 13) 接続事業者のVDSL装置に対するNTT東西のメタルPOIケーブルの延伸
- 14) 電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用

【4. 屋内配線工事のルール化の扱い】

- 15) 屋内配線工事の実施
- 16) 屋内配線工事の「引き通し」形態での実施
- 17) ドライカッパの工事稼働枠

【5. 回線名義人情報の扱い】

- 18) 名義人即時回答システムのロジックの見直し【システム改修完了後】
- 19) 回線名義人情報に関する適正化対応(情報の洗い替え)
- 20) 電話重量型DSLサービスに係るDSLサービス利用者等からの申込み

【6. その他】

- 21) ドライカッパのサブアンバンドル
- 22) 局内ダークファイバの内訳、中継と局内・加入の申込システムの改修